解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

鹿児島県肝属郡錦江町田代川原四九五七番地

医療法人水仁会

清算人　篠原　増子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

福井市大手三丁目一〇番一号福井市役所内

財団法人福井市職員会館

代表清算人　前川　昌司

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四

医療法人酒井眼科医院

清算人　酒井　忠

解散公告（第三回）

当組合は、定期代議員大会の決議により平成二十四年十一月十五日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号

富士通東北システムズ労働組合

清算人　馬場　紀彦

解散公告（第三回）

当基金は平成二十四年十月一日厚生労働大臣の認可をうけ確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたため、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目五番八号

コマツ販社企業年金基金

清算人　丸岡　等

連絡先　神奈川県相模原市中央区淵野辺二丁目五番八号　コマツ建機販売株式会社

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月四日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号大阪マーチャンダイズ・マート・ビル内

財団医療法人大阪マーチャンダイズ・マート・メディカルセンター

清算人　山下　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月六日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

和歌山市手平二丁目一番二号

財団法人和歌山県婦人会館

代表清算人　丹下　一子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十二月七日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

香川県高松市松島町一丁目一七番二八号

香川県土地開発公社

清算人　高木　孝征

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月十六日開催の理事会及び平成二十四年八月二十一日開催の評議員会の決議により平成二十四年十一月二日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

福岡市東区香住ヶ丘一丁目一番一号

学校法人筑紫海学園

清算人　上村　元子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月十五日開催の社員総会の決議により平成二十四年十二月十五日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県佐賀市末広二丁目四番四六号

社団法人佐賀県経営コンサルタント協会

代表清算人　古賀常次郎

公益信託篁会館記念教育活動援助基金第十六期決算公告

一、事業概要

都立竹早高等学校生徒のクラブ活動並びに都立盲・ろう学校および特別支援学校高等部九校に対して合計五百四十六万九百二十七円相当の備品・消耗的備品等を寄贈した。

二、財産目録　平成二十四年十一月三十日現在

資産合計　一二〇、四四七円

負債合計　〇円

正味信託財産　一二〇、四四七円

尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成二十四年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託篁会館記念教育活動援助基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

配当公告

北海道旭川市宮下通九丁目七六六番地キタノビル

破産者　太陽舗道株式会社

右の者に対する旭川地方裁判所平成二十年（フ）第三九三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六八六、三三八、六五二円

一、配当をすることができる金額

金六九、六九〇、一四五円

平成二十四年十二月二十八日

北海道旭川市一条通一二丁目二〇八二番地の二

破産管財人　八重樫和裕

配当公告

群馬県藤岡市藤岡三二九番地

破産者　東京産業株式会社

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十四年（フ）第一〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七七、九五五、四三四円

一、配当することのできる金額

金一一、二六二、九三九円

平成二十四年十二月二十八日

群馬県高崎市江木町一三六六番地一

破産管財人　橋爪　健

配当公告

群馬県藤岡市浄法寺字山際一二一九番地

破産者　上信レジャー開発株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十三年（フ）第一七九〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八、二四二、三九一、〇九九円

（うち優先的破産債権　金一八、二九一、一〇二円）

一、配当することのできる金額

金七六、一二〇、一六四円

（うち優先的破産債権　金一八、二九一、一〇二円）

平成二十四年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル二二五区　破産管財人　宮川　勝之